

工場等設置事業補助金 申請の手引き

令和8年4月

伊那市商工観光部商工振興課

目次

第1	工場等設置事業補助金の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	目的	
2	事業内容	
3	補助率及び補助期間	
第2	申請対象・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	対象者	
(1)	対象地域	
(2)	対象業種	
(3)	固定資産投下額	
2	対象となる固定資産	
第3	手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	申請	
2	現地調査	
3	交付決定	
4	実績報告	
5	交付確定	
6	請求	
第4	記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	申請書	
2	実施計画書	
3	同意書	
4	投下固定資産の一覧	

第1 工場等設置事業補助金の仕組み

1 目的

工場等設置事業補助金は、企業の経営安定や事業拡大、雇用の拡大を支援し、地域経済の活性化を図ることが目的です。

2 事業内容

伊那市内への工場等の新設・移設・増設で、固定資産（土地・家屋・償却資産）の投下額が1,000万円以上の場合に助成します。（小規模事業者および建設業者は500万円以上）

補助率は当該固定資産税額の100%～25%です。最長4年間の助成となります。
※固定資産投下額等により補助率及び補助期間等が異なります。

3 補助率及び補助期間

投下固定資産総額	対象企業	区分	補助率				備考
			初年度	2年目	3年目	4年目	
500万円以上～	小規模事業者 建設業者	新設 移設 増設	100%以内	—	—	—	
1,000万円以上～ 5,000万円未満	新規企業	新設	100%以内	—	—	—	
	既存企業	移設・増設	100%以内	—	—	—	
5,000万円以上～ 1億円未満	新規企業	新設	100%以内	100%以内	—	—	
		償却資産のみ	100%以内	75%以内	—	—	
	既存企業	移設・増設	100%以内	100%以内	—	—	
		償却資産のみ	100%以内	75%以内	—	—	
1億円以上～ 10億円未満	新規企業	新設	100%以内	100%以内	100%以内	—	
		償却資産のみ	100%以内	75%以内	50%以内	—	上限300万円
	既存企業	移設・増設	100%以内	100%以内	100%以内	—	
		償却資産のみ	100%以内	75%以内	50%以内	—	上限300万円
10億円以上	新規企業	新設	100%以内	100%以内	100%以内	50%以内	
		償却資産のみ	100%以内	75%以内	50%以内	25%以内	上限300万円
	既存企業	移設・増設	100%以内	100%以内	100%以内	50%以内	
		償却資産のみ	100%以内	75%以内	50%以内	25%以内	上限300万円

第2 申請対象

1 対象者

(1) 対象地域

伊那市全域（伊那市内の事業所に対する投資が対象です）

(2) 対象業種

建設業、製造業、ソフトウェア業、道路貨物運送業、倉庫業、機械修理業、電気機械器具修理業、こん包業、新技術新製品の研究開発を行うもの、その他市長が必要と認めたもの。

※原則として、日本標準産業分類と同一の用語を使用しています。

(3) 固定資産投下額

ア 1,000万円以上

イ 小規模企業者又は建設業においては500万円以上

※小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者です。

（中小企業基本法に規定しているもの）

※対象となる固定資産については下記「2 対象となる固定資産」参照。

2 対象となる固定資産

生産に直結する部分 または 工場等と同じ棟の福利厚生施設の投下固定資産が対象となります。（固定資産として市に申告いただいているもの）

例として、

対象となる：製造部門、研究開発部門、生産機械、工場の空調設備、太陽光発電設備（売電でないもの）、工場の電気工事・配管工事、配送に係る舗装工事等

対象とならない：事務部門、営業部門、会議室、完成品の倉庫（壁で明確に仕切られているもの等）、駐車場、喫煙所、外構工事 等

※福利厚生施設については、事業活動上必要な施設（更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、宿泊室）や食堂が対象となります。

第3 手続きの流れ

1 申請

(1) 提出書類

【共通】

- 申請書
- 実施計画書
- 同意書
- 投下固定資産の一覧
- 法人の登記事項証明書
- 決算書
- 施設の位置図、資産の配置図

下記の「償却資産（増加資産）申告書・種類別明細書の写し」及び「固定資産課税台帳の写し」の資産のうち、対象となるものをご記入ください。

後日、データでの提出をお願いしますので、ご協力をお願いします。

なお、必要な項目が記載されていれば、貴社様式でも結構です。（記入例「4 投下固定資産の一覧」）

【償却資産を取得した場合】

- 償却資産（増加資産）申告書・種類別明細書の写し
貴社が今年1月に市税務課に申告しているものです。
対象となる資産にマーカーを引き、添付してください。
市税務課窓口でも発行可能です。（発行手数料 300 円）

補助金の対象となる固定資産は税務申告されていることが前提です。

税務申告した資産と、補助金申請した資産との不一致をなくすため、左記の作業をお願いします。

【土地、家屋を取得した場合】

- 固定資産税 都市計画税 土地・家屋課税明細書の写し
今年4月に市税務課より納税義務者あてに送付されているものです。
対象となる資産にマーカーを引き、添付してください。
- 施設的设计図
- 土地の登記事項証明書
- 公図の写し

(2) 提出期間

令和8年4月1日(水) ～ 令和8年5月29日(金)

(3) 提出先（窓口持参、郵送、E-mail のいずれか）

伊那市商工観光部商工振興課（〒396-8617 伊那市下新田 3050 番地）

E-mail : skk@inacity.jp

2 現地調査

申請いただいた資産が補助対象となるか現地で確認させていただきます。ご協力をお願いします。

実施予定期間 … 令和8年7月～9月上旬

3 交付決定

申請資産について審査をし、補助金額の交付決定をします。交付を決定した場合は「交付決定通知書」を送付します。

4 実績報告

補助事業が完了（令和8年度分の固定資産税の納税が完了）したら、「実績報告書」をご提出いただきます。

提出書類 … 実績報告書

5 交付確定

実績報告書を審査し、補助金額の交付確定をします。交付を確定した場合は「確定通知書」を送付します。

6 請求

確定通知書を受け取りましたら、請求書をご提出いただきます。その後、指定口座へ補助金を入金します。

提出書類 … 請求書

7 その他（補助金の返還規定について）

次の(1)または(2)に該当した場合、ア または イにより補助金の返還をしていただきます。

(1) 補助金の交付の対象となった施設等の全部又は一部を譲渡、廃棄または市外へ移転等したとき。施設等に係る事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 補助金の交付の対象となった施設等に係る事業を中止し、又は廃止したとき。

ア (1)または(2)に該当した場合において、当該年度の前年度に補助金が交付されているときは、その2分の1以内の額を返還していただきます。ただし、災害等（当該企業の責めに帰することのできない事由に限る。）の理由による場合は、この限りではありません。

イ 新規企業が、操業開始から5年以内に(1)または(2)に該当したときは、交付した補助金総額の10分の1以内の額またはアの規定により算出した額のうち、いずれか多い額を返還していただきます。

第4 記入例

1 申請書

記入例

様式第1号(第5条関係)

提出日を記入してください。

令和8年4月1日

伊那市長 様

申請者について
各項目を記入・押印して
ください。

住所又は
所在地 **長野県伊那市新田3050番地**

名 称 **株式会社イナタロー**

氏名又は
代表者名 **代表取締役 伊 那 太 郎** (印)

商工業振興補助金交付申請書

補助金の額は
未記入をお願いします。

令和8年度において、工場等設置事業を実施したいので、次の通り補助金の交付を申請
します。

交付を受けようとする補助金の額 円

(添付書類)

- (1) 商工業振興補助事業実施計画書(様式第2号、様式第2号の2又は様式第2号の3)
- (2) 共同施設設置事業にあつては、設計書及び見積書、事業団体の構成名簿
- (3) 商店街活性化事業にあつては、事業団体の構成名簿
- (4) 工場等設置事業及び指定施設設置事業にあつては、法人の登記事項証明書、決算書、施設の位置図、配置図、設計図、公図の写し及び土地の登記事項証明書
- (5) 雇用促進事業にあつては、新規雇用者名簿及び証明書
- (6) 環境調和事業にあつては、施設の配置図、設計図及び経費の明細書
- (7) 新技術新製品開発研究事業にあつては、経費の明細書、直近の決算期における決算書及び法人にあつては定款の写し
- (8) 新産業創出グループ支援事業にあつては、経費の明細書、直近の決算期における決算書及び法人にあつては定款の写し
- (9) 産学官共同技術開発事業にあつては、大学、高校又は公的研究機関との共同技術開発等の契約書、経費の明細書、直近の決算期における決算書及び法人にあつては定款の写し
- (10) 販路拡大事業にあつては、経費の明細書及び事業内容がわかるパンフレット又は仕様書等
- (11) 産業用地取得事業にあつては、施設の配置図、施設の位置図、公図の写し、直近の決算期における決算書及び法人にあつては登記事項証明書、定款の写し

2 実施計画書 (1 ページ目)

記入例

様式第2号の2(第5条関係)

工場等設置事業、指定施設設置事業、環境調和事業、雇用促進事業、販路拡大事業、産業用地取得事業

右上枠の該当するものを記入してください。

商工業振興補助事業実施計画書
(工場等設置事業)

1 申請者の概要

工場等	名称	株式会社イナタロー 手良工場			申請する工場等について記入してください。
	所在地	長野県伊那市手良沢岡3050番地			
	代表者氏名	代表取締役 伊那太郎			
事務所	名称	株式会社イナタロー			申請の事務を担当される事業所等について記入してください。
	所在地	長野県伊那市下新田3050番地			
	代表者氏名	代表取締役 伊那太郎			
連絡先	電話	0265-78-XXXX	FAX	0265-78-XXXX	申請の事務を担当される方のご連絡先について記入してください。
	e-mail	inataro@inataro.co.jp			
	担当者氏名	伊那 次郎		(部署名 経理部 経理課)	
設立年月日	平成1年 4月 1日				申請する企業について記入してください。
資本金	1,000万円	従業員数	50人		
事業の内容(生産品目)	パソコンの電子部品の製造				

2 事業の概要

新增設の区分	新設 ・ 移設 ・ 増設	指定施設の区分	工場等を新設・移設・増設する場合は記入してください。
事業実施期間(予定)	着工	年 月 日	
	完了	年 月 日	
	操業開始	年 月 日	

2 実施計画書 (2ページ目)

3 投下固定資産の額

新設の投下固定資産			旧資産の投下資産額		
資産名	投下資産額	備考	資産名	投下資産額	備考
別紙明細参照					

添付書類
「投下固定資産の一覧」
「各種明細の写し」
にて申請ください。

※投下固定資産の明細を添付してください。

4 従業員数の状況

	新規採用者		市外からの 配転者数	市内からの 配転者数	既雇用者数	計
	市内居住者					
新設						
移設・増設						

工場等を新設する場合は
記入してください。

5 用地及び建物の面積

	用地 m ²		建物(敷地) m ²	
	対象面積	合計面積	対象面積	合計面積
新設・移設				
増設				

以降の欄は別制度のための
記入欄ですので、本制度で
は記入不要です。

6 環境調和事業の概況

--	--

3 同意書

記入例

同 意 書

提出日を記入してください。

令和8年4月1日

伊那市長 様

伊那市商工業振興補助金の交付申請に当たって、市税、分担金、使用料その他の歳入の納付状況を確認することに同意します。

住 所 (法人として)

長野県伊那市新田3050番地

法人名 株式会社イナタロー

代 表 伊 那 太 郎 印

申請企業の「住所」及び「名称」、「代表者名」を記入・捺印してください。

住 所 (代表者個人として)

長野県伊那市上新田0000番地

代 表 伊 那 太 郎 印

代表者個人の「住所」及び「代表者名」を記入・捺印してください。

